

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 本件規則について

本件規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等に関し必要な事項を定めたものである。

2 改正の経緯

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和 7 年内閣府・厚生労働省令第 3 号）により、施行規則が改正され、障害福祉サービス事業者等が知事に対して行う指定の申請や変更の届け出等（以下「指定申請等」という。）について、厚生労働大臣が又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとされた。

指定申請等の手続きに係る様式を本件規則で定めていることから、所要の改正を行った。

3 改正の概要

- ・ 指定申請等の様式について、施行規則の改正により、厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によることとなったため、本件規則から指定申請等の様式を削除するとともに、当該様式を定めた本則の規定を削除した。
- ・ 併せて、今回改正を行う様式以外の様式について、行政手続等における押印の見直しの実施に伴い、押印欄の削除を行った。
- ・ その他所要の規定の整理を行った。

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日